

令和8年度用

記入例 (布切れの場合)

事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書

提出日を記入してください。

年 月 日

神戸市長 宛

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請(搬入)者 住所 **神戸市中央区〇〇町〇-〇-〇**

氏名 **株式会社 神戸市
代表取締役 神戸太郎**
電話番号 **078-000-0000**
担当者氏名 **環境清子**

FAX番号

FAXがない場合
記入不要

氏名欄には事業所名(商号、屋号)
及び代表者の役職名・氏名を記入
してください。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の3の規定により指定された袋に
収納することなく事業系一般廃棄物を搬入したいので、同条例第21条第1項の承認に係る申請をします。

複数選択可能です。

※太線内の全ての項目に記入して下さい。

令和9年3月31日までの期間で
申請が可能です。

搬入先クリーンセンター (該当するものに○を)	東 (港島) / 苅藻島 / 西 (北、垂水、西区で発生する廃棄物に限る)		
	【注意事項】西クリーンセンターに搬入できる廃棄物は、発生場所が 港島・垂水区・西区に限ります。その他の区内で発生する廃棄物は、『西』以外のクリーンセンターを申請し、搬入してください。		
搬入年月日	令和 8 年 6 月 8 日 (月) ~ 令和 8 年 6 月 19 日 (金)		
廃棄物所有者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	上記、申請(搬入)者と同じ	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(会社名)	(代表者氏名)
	電話及びFAX番号	電話番号 上記、申請(搬入)者と同じ	FAX番号 上記、申請(搬入)者と同じ
		FAX番号 上記、申請(搬入)者と同じ	
廃棄物の種類、状態等	搬入する廃棄物の種類 (該当するものに○を)	1. 剪定枝葉 (2. 布切れ) 3,000kg以下で1回あたりのおおよその量をkgで記入してください。	
	搬入する廃棄物の量 (1回あたりの分量)	2000 kg程度 (又は) 1台分程度	
	廃棄物の発生場所 (いずれかに☑を) ※複数選択はできません	<input type="checkbox"/> 神戸市内一円 (搬入先が西クリーンセンターのみの場合) <input type="checkbox"/> 北・垂水・西区内一円 <input type="checkbox"/> 申請(搬入)者および廃棄物所有者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 区を指定する ↓以下から廃棄物が発生する区域を指定してください。 (東灘区 / 灘区 / 中央区 / 兵庫区 / 北区) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外で具体的な場所を申請する ↓以下を記入してください。 (神戸市中央区〇〇通2-1自社倉庫内)	
廃棄物の発生理由 (※具体的に)	余剰在庫廃棄のため(綿100%のもの)		
搬入車両番号(ナンバープレート) (複数台になる場合は別紙で記載)	地名(陸運支局等)	一連指定番号	
	神戸	333	あ 9999
指定袋に収納しない理由 (該当するものに○を)	1 布切れの場合 1に○	規則第3条の5第2号に該当するため() をその区分に属するものだけで多量に処 【例】剪定枝葉 規則第3条の5第3号に該当するため 理するために指定袋への収納が不可 【例】道路機械清掃ごみ 規則第3条の5第4号に該当するた があるため)	
	2	9台まで申請可能です。複数の車両を申請する場合は、「別紙のとおり」と記し、全車両番号を記した別紙を添付してください。レンタカー等、搬入車両が申請時に未定の場合は、「未定」と記し、判明次第、下記へ電話連絡をしてください。申請していない車両での搬入はできません。	
	3		

廃棄物所有者は
上記申請(搬入)者と
必ず同じになるため、
記入不要です。

複数☑チェックしないで
ください。

布切れの場合、
「神戸市内一円」「区を指定する」は
選択できません。
申請(搬入)者および廃棄物所有者の
住所と異なる場合は、
「上記以外で具体的に申請する」を
選択して、具体的に記入してください。

「等」の表現は避けてください。

布切れの場合
1に○

【提出方法】

<窓口の場合> 平日(土、日、祝日12/29~1/3を除く) 8:45~12:00, 13:00~17:30
必ず電話(078-595-6184)で予約のうえ、事業系廃棄物対策課へ
ご持参ください。

<郵送の場合>
搬入初日の1週間前(土、日、祝日、12/29~1/3を除く)までに届くよう
切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、下記住所へお送りください。

送付先
651-0086
神戸市中央区磯上通7丁目1-5
三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局事業系廃棄物対策課
除外申請担当宛

承認番号
当課で承認後に発行する承認通知書
には、全車両番号をまとめて1枚に
記載します。
必要に応じてコピーしてください。

布切れの事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分について

布切れは、化学繊維のものと天然繊維のものがあり、基本的には化学繊維のものは廃プラスチック類であるので、産業廃棄物として処理し、天然繊維のものは一般廃棄物として市クリーンセンターで受け入れます。

しかしながら、化学繊維には天然素材が原料となっているものがあり、これは全国的にも一般廃棄物として扱っていることから、神戸市においても一般廃棄物として市クリーンセンターで受け入れます。

以下に基本的な取り扱いを記載しますが、これ以外で判断に迷うものについては事業系廃棄物対策課までお問い合わせください。

基本的な取り扱い

「天然素材が原料となる、再生繊維及び半合成繊維については天然繊維であるとし、一般廃棄物として処理する。合成繊維及び無機繊維は素材が天然のものではないので、これは廃プラスチック類として産業廃棄物として処理する。
また化学繊維と天然繊維が混ざっている場合、天然繊維が50%以上であれば一般廃棄物として処理し、50%未満であれば産業廃棄物として処理する。」

化学繊維の分類

①再生繊維	セルロース系再生繊維—レーヨン、キュプラ、ポリノジック	一般廃棄物
	・ビスコースレーヨン（レーヨン）	
	・銅アンモニアレーヨン（キュプラ）	
②半合成繊維	セルロース系半合成繊維—アセテート	
タンパク質系半合成繊維—プロミックス		
③合成繊維	ポリエステル系合成繊維	産業廃棄物
	・ポリエチレンテレフタレート（PET）	
	ポリアミド系合成繊維—ナイロン	
・ナイロン（ナイロン-66、ナイロン-6）		
④無機繊維	ガラス繊維	
炭素繊維		

一方、上記に関わらず、特定の業種から排出されるものは「繊維くず」であるので、天然素材であっても産業廃棄物として処理することが必要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第2条第3項

繊維くず

建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。

※布切れについては、昭和46年10月16日環整43号通知により

「専ら物（もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物）」すなわち、古繊維として認められている為、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等に処理を委託する方法もあります。